

「まいづる環境市民賞（Maizuru Eco people Award）」

表彰実施要領

（目的）

第1条 この要領は、舞鶴市内において、舞鶴市環境基本計画の推進に資する、先駆的、模範的でかつ顕著な成果があった活動を行う個人、団体又は事業者に対して表彰を行うことで、その活動の一層の発展を図るとともに、その環境に対する意識や活動をより多くの市民に広げ、ひいては環境にやさしい持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 次の各号の一に該当する環境に関する活動を表彰の対象とする。

- （1）脱炭素社会の実現に資する活動
- （2）循環型社会の確立に資する活動
- （3）自然との共生社会の確立に資する活動
- （4）良好な生活環境の確保に資する活動

（表彰の決定）

第3条 前条の活動を行う個人、団体又は事業所のうち、次条の推薦を受けたもののうちから、まいづる環境市民会議役員会の選考を経て、会長が決定する。

- 2 前項の選考にあたり、必要な場合には、表彰対象となる活動についてヒアリングを行うものとする。

（公募の実施及び推薦手続）

第4条 第2条の各号の一に該当する活動を行う市内の個人、団体又は事業所を市内から広く公募する。

- 2 前項の公募を行うにあたっては、自薦、他薦を問わない。
- 3 応募するときは、応募用紙（別記第1号様式）に必要な事項を記入し、まいづる環境市民会議事務局に提出するものとする。

(選考基準)

第5条 選考にあたっては、次の各号の基準を考慮し、表彰の対象とする。

- (1) 活動期間が、概ね2年以上である。
- (2) 活動が自主的、自律的に進められている。
- (3) 活動の成果が具体的に認められるものである。
- (4) 新たな視点からの活動や特色のある活動である。
- (5) 地域及び学校、他団体等と連携した活動である。
- (6) 営利を主たる目的としない活動である。

2 表彰の選考にあたり、表彰を行う件数は、年度につき概ね5件以内を基準とし、一般部門及びこども未来部門（18歳以下の個人又は主に18歳以下で構成される団体）からそれぞれ選考する。

3 前項の規定に関わらず、まいづる環境市民会議に所属する個人や団体が単独で応募した活動又は、この要領による表彰を受けたもので、かつ同一内容により表彰を受けた活動は、選考の対象としない。

(表彰の実施)

第6条 表彰は、会長が表彰状及び副賞を授与する。

2 表彰は、会長が必要と認めたとき、随時行うことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要領は平成28年9月1日から施行する。

(附則) (令和5年6月 一部改正)

この要領は令和5年7月1日から適用する。

(附則) (令和6年6月 一部改正)

この要領は令和6年7月1日から適用する。